

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和6年5月29日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史

1 工事内容

- (1) 工事件名 千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事
- (2) 工事内容 仕様書による
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年9月9日まで
- (4) 履行場所 千葉県千葉市緑区おゆみ野二丁目他
- (5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当するものでないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和5・6年度建設工事競争参加資格の工事種別「土木C等級又は土木D等級」の認定を受けていること。
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものでないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。

3 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー15階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部経理課
電話 03-5323-0718

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

①提出期限 令和6年6月5日(水) 15時00分

②-1 持参又は郵送による提出方法 (押印した見積書) 持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

②-2 電子メールによる提出方法 (押印を省略した見積書) 本件は見積書を電子メールにより提出することができる。ただし、「押印を省略し責任者情報を記載のうえ、PDF形式とした見積書」とし、提出期限までに下記専用電子メールアドレスに送信され、上記(1)において受信確認できたものに限る。

専用電子メールアドレス tosai-keiri@ur-net.go.jp

※見積書送付時の電子メールの件名に【6/5 オープンカウンター見積書】と記載すること

(3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

(1) 契約保証金 免除

(2) 契約書作成の要否 要(別添「請書」による)

(3) 見積りの無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

(4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2(2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記3(2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を3(1)宛に提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(6) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

アセット活用部品質管理課 担当：藤森 電話 03-3347-4315

以上

オープンカウンター方式による見積合せ説明書

本説明書は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が発注する調達契約に関し、オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者（以下「見積参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項について、説明したものです。

なお、オープンカウンター方式とは、機構が調達する案件で独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第370条第1項第1号、第2号、第3号又は第6号（いわゆる少額契約）に該当する場合のうち、消耗品、備品等の物件の購入、印刷製本等及び役務その他の契約で適当な案件を、ホームページ等に公開し、広く見積書の提出を求め、予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する方式です。

1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

「オープンカウンター方式による見積合せの公示」（以下「公示」という。）に示すとおりとします。

2 見積参加者に必要な資格

公示に示すとおりとします。

3 見積方法

(1) 見積参加者は、公示、仕様書、本説明書等を熟覧し、承諾のうえで、見積りを行わなければなりません。この場合において、当該調達について疑義がある場合は、機構に説明を求めることができます。ただし、見積書提出後、当該調達についての不明を理由として異議を申立てることはできません。

(2) 見積参加者は、見積案件ごとに所定の書式による見積書により見積りをして下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載してください。なお、御記載いただいた連絡先には、必要に応じて、提出いただいた書類の確認のため、こちらから連絡させていただく場合がございます。

(3) 見積書は、封かんの上、見積参加者の氏名等必要事項を明記し持参して下さい。また、入札書又は見積書の押印を省略する場合は、その旨を明示してください。

ただし、機構においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができます。この場合には、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に必要事項を記載し、機構あての親書で提出して下さい。また、見積書の押印を省略する場合は、表封筒に押印省略の旨を朱書してください。

なお、原則、電話、電報その他の方法による提出は認めませんが、押印を省略した見積書に限り、公示において認めるときは、電子メールにより提出することができます。

(4) 見積書の提出場所及び提出期限は、公示に示すとおりとします。

(5) 見積参加者は、見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に必ず押印をしなければなりません。但し、金額の訂正は認めません。

(6) 見積参加者は、見積書を提出した後は、開封の前後を問わず、辞退をすることができません。また、引換え、変更又は取消しをすることもできません。

(7) 見積参加者は、調達物品等の本体価格のほか、納入場所への輸送費等調達に要する一切の諸経費を見積るものとします。

4 見積合せ

(1) 見積参加者の立会

見積合せは、公示において指定する日時に行います。なお、その際、見積参加者の立会は不要です。

(2) 参加者不在等の取扱

見積書の提出期限までに見積書を提出する者がいないとき又は見積合せをした場合において予定価格の制限に達した価格の見積りがないときは、機構が選定した者へ見積りを依頼することができるものとします。

5 公正な見積りの確保

- (1) 見積参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 見積参加者は、見積りに当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。
- (3) 見積参加者は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

6 無効の見積書

次の各号のいずれかに該当する見積書は無効とし、無効の見積りを行った者を契約の相手方として決定していた場合は、その決定を取り消します。

- (1) 参加資格のない者が見積りをなしたとき
- (2) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (3) 見積金額の記載を訂正したとき
- (4) 見積者の記名のないとき又は記名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）の判然としないとき（押印を省略する場合は「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がないとき）
- (5) 1人で同時に2通以上の見積書をもって見積りを行ったとき
- (6) 明らかに連合によると認められるとき
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき

7 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により見積りした者を契約の相手方とします。
- (2) 上記(1)において、同価の見積りをした者が2人以上あるときは、当該調達と関係のない職員にくじを引かせて決定します。
- (3) 見積合せの結果は、契約の相手方と決定した者へのみ、通知します。

8 契約保証金

契約の相手方と決定した者は、契約締結と同時に契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。なお、契約保証金の納付の有無は、公示において示します。

9 契約の締結

契約の相手方と決定した者は、決定された日から7日以内に契約書、請書その他これに準ずる書面を作成し、契約を締結しなければなりません。ただし、契約書等の作成が不要とされた場合は、この限りではありません。なお、契約書等の作成の要否は、公示において示します。

10 見積参加者に求められる義務

見積参加者は、公示において求められた要件について、機構から説明を求められた場合は、機構が指定した期限までに見積参加者の負担において完全な説明をしなければなりません。

11 見積の参加制限

次の各号の一に該当する者にとっては、その事実のあった後2年間見積りに参加することができません。

- (1) 契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は材料、品質、数量に関して不正の行為があった者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 契約予定者が契約を結ぶこと又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

12 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、すべて見積参加者が負担するものとします。
- (2) 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (4) 都合により見積合せを取りやめることがあります。
- (5) 契約の相手方として決定した者が正当な理由がなく、業務を履行しない場合等不正又は不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

以上

見積書記載例【見積書に押印する場合】

見 積 書

金 _____ 円也（税抜）

ただし、(件名)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名



独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 中山 靖史 殿

実印又は使用印
(使用印の場合使用印鑑届の提出が
あること)

当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）建設工事」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号							
------	--	--	--	--	--	--	--

見積書記載例【見積書の押印を省略する場合】

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名)

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 中山 靖史 殿

連絡先は責任者と担当で2以上記載することが望ましいが、1つしか無ければ1つでも可。

責
任
者
情
報
欄

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : (株)○○○ ○○部 部長○○ ○○

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : (株)○○○ ○○部 ○○ ○○

連絡先 (電話番号) 1 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先 (電話番号) 2 : ○○-○○○○-○○○○

連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿 (東日本地区) 建設工事」に記載されている登録番号を下記に記載

登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【見積書（見積書の押印を省略する場合）】

見 積 書

金 円也（税抜）

ただし、千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住所
会社名
代表者氏名

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 中山 靖史 殿

本件責任者（会社名・部署名・氏名）： _____

担 当 者（会社名・部署名・氏名）： _____

連絡先（電話番号） 1 : _____

連絡先（電話番号） 2 : _____

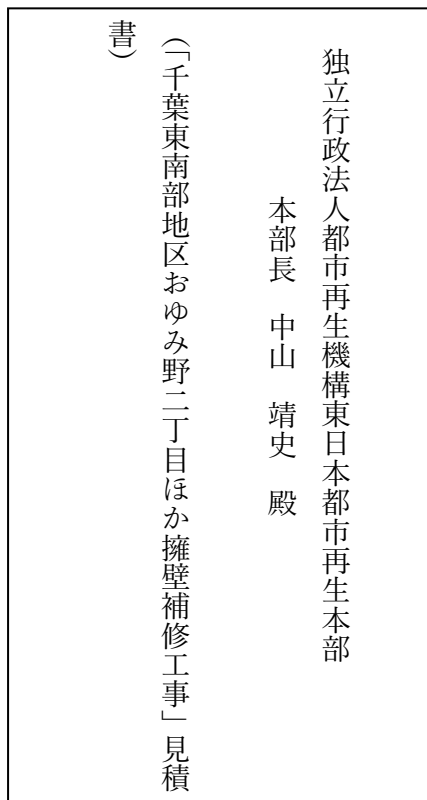
当機構ホームページで公表されている

「有資格者名簿（東日本地区）建設工事」に記載されている登録番号を下記に記載

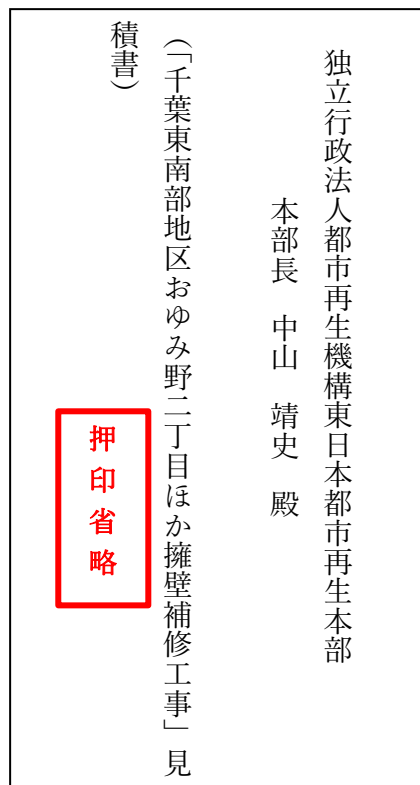
登録番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(封筒見本)

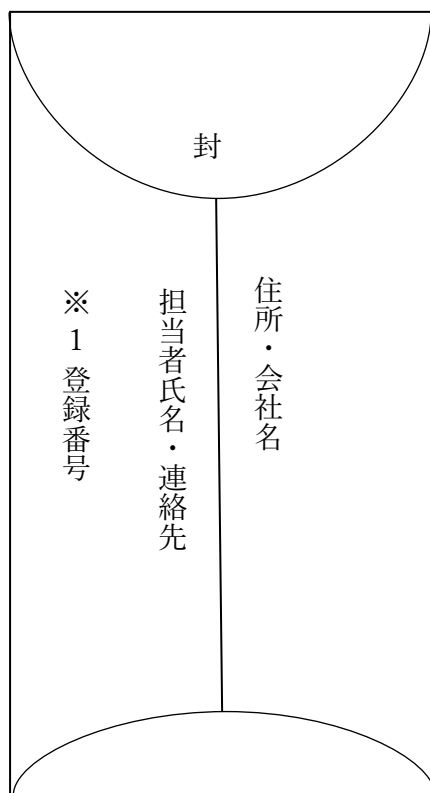
表面【見積書に押印する場合】



表面【見積書の押印を省略し、持参または書留郵便で提出する場合】※2



裏面



※1 当機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）建設工事」に記載されている登録番号を記載すること。

なお、競争参加資格を申請中の者にとっては「競争参加資格申請中」と記載すること。

提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取り消しをすることができないので、注意すること。

※2 押印を省略する場合は、電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は封筒表面に「(押印省略)」と朱書きすること。

【提出方法分類】

分類	持参・郵送	電子メール
押印有	○	×
押印省略	可 ※3	○

※3 可とするが、電子メールが望ましい

請 書

- 1 工 事 名 千葉東南部地区おゆみ野二丁目ほか擁壁補修工事
- 2 履 行 場 所 千葉県千葉市緑区おゆみ野二丁目他
- 3 工 期 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 請 負 代 金 額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記工事をお請けするについては、次の条項を承諾の上、確実に履行いたします。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 中山 靖史 殿

受注者 住 所
氏 名

印

- 第1条 受注者は、この請書に定めるもののほか、別添の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づき頭書の請負代金額をもって、頭書の工期内に頭書の工事を完成しなければならない（以下、契約名称、工期及び請負代金額については、「頭書の」を省略する。）。
- 第2条 受注者は、この契約締結後14日以内に工程表を作成して、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）に提出しなければならない。
- 第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 第4条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部を一括し、又は工事の主体的部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。
- 第5条 受注者は、工事の施工、工事現場の管理その他工事に関する一切の事項については、監督員の指示監督を受けなければならない。
- 第6条 受注者は、工事に使用する材料については、すべて使用前に監督員の検査を受け合格したものを使用しなければならない。
- 第7条 受注者は、使用する材料のうち、調合を要するものについては監督員の立会を得て調合したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、水中又は地下に埋設する工事、その他完成後外面から明視することができな

い工事を施工するときは、監督員の立会を得た上で施工しなければならない。

第8条 受注者は、工事の施工が仕様書等に適合しない場合において監督員の指示があったときは、直ちに、これに従わなければならない。

第9条 受注者は、工事に支障を及ぼす天候の不良、その他受注者の責めに帰することができない事由又は正当な事由により工期内に工事を完成することができないときは、遅滞なく、工期の延長について協議しなければならない。

2 機構は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。機構は、その工期の延長が機構の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第10条 受注者は、前条以外の事由により、工期内に工事を完成することができないときは、遅延日数につき請負代金額の年（365日当たり）3パーセントに相当する履行遅滞金を納めなければならない。

2 機構の責めに帰すべき理由により、請負代金の支払いが遅延したときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

第11条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を書面をもって機構に通知しなければならない。

2 機構は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会の上、工事の完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 前項の場合において、検査に通常必要な経費は、特別な定めのある場合を除き、すべて受注者の負担とする。

4 機構は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

5 機構は、受注者が前項の申し出を行わないときは、請負代金の支払いと同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して機構の検査を受けなければならない。この場合においては、修補等の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

第12条 発注者は、引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しをした日から1年以内に発注者から受注者への通知があった場合に限り、無償で目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。ただし、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求する

ことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 契約の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第13条 工事内容若しくは工期の変更又は工事の一時中止等の事由により請負代金額を変更する必要を生じたときは、受注者は機構との協議に応じなければならない。

第14条 受注者は第11条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 機構は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、機構と受注者が協議して定めるものとする。